

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン ～プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの運用～

第1 目的及び定義

1 ガイドライン策定の目的

大分県では、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、『大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年8月1日施行。以下「条例」という。）』に基づき、県民、事業者の方々及び市町村等の関係機関・団体が協働して、防犯のまちづくりを推進しています。

前記条例に基づく防犯上の指針では、防犯上有用な設備の一つとして防犯カメラの活用を促していますが、県下では、商業施設や金融機関、駐車場等に防犯カメラが自主的に設置されており、防犯カメラの設置が、犯罪の防止に有用であることは多くの方々が認識しています。

しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。

そこで、大分県では、県民の防犯カメラに対する不安全感の解消を図りプライバシーを保護するとともに、防犯カメラの設置者が、防犯カメラを適切に設置及び運用し、効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

※ 防犯上の指針とは、「住宅における犯罪の防止に関する指針」、「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場に関する防犯上の指針」、「観光施設等における観光旅行者の安全確保に関する指針」、「学校等における児童等の安全確保に関する指針」をいいます。

2 ガイドラインの対象となるカメラ

次の要件を満たすカメラをこのガイドラインの対象としています。

○ 犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

施設の利用状況の把握や防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象としています。

○ 不特定かつ多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ

例えば

- ・ 「道路」「公園・広場」「自動車駐車場・自転車駐輪場」
- ・ 「商店街・繁華街」
- ・ 「空港ターミナル」「鉄道駅」「バスターミナル」
- ・ 「金融機関」「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
- ・ 「劇場・映画館」「スポーツ・レジャー施設」「ホテル・旅館」

等の場所に継続的に設置されているカメラをいいます。

○ 録画装置（ビデオ、DVDレコーダー、HDD等）を備えるカメラ

録画装置を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用のおそれがないことから、このガイドラインの対象としません。

※ 上記の要件をすべて満たさないカメラ（例えば、録画装置を備えていないカメラ）であっても、不特定多数の人を撮影している場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮するとともに設置目的に沿った適切な運用を行うことが必要です。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないものとします。

2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要的画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めるものとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること、及び設置者の名称を表示するものとします。（設置者が設置場所等から明らかな場合には設置者の名称を表示することができます。）

犯罪を抑止する効果を高めるため、及びプライバシー保護の観点から必要です。

4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定するものとします。管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせます。

5 設置者等の責務

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めるものとします。

- (1) 撮影された画像を適正に保管・管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用・提供を制限すること。
- (3) 苦情に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとします。

- (1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した画像の不必要的複製や加工を行わないこと。また、ビデオテープやDV等の録画媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（目安として概ね1か月以内）とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすること。
- (5) 録画媒体を処分するときは、破碎または復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。

7 撮影された画像の提供の制限

県民のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

○ 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

○ 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

○ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査などがあります。

画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行うものとします。

また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録するものとします。

8 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

事業者が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。

9 苦情への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応するものとします。

10 業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

11 保守点検等

防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うものとします。

防犯カメラシステムに使用するパソコンがインターネットに接続している場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に配慮するものとします。

第3 設置・運用要領の作成及び適切な運用

このガイドラインは、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、配慮していただきたい最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラを設置し、または設置しようとしている方は、このガイドラインや設置・運用要領の参考例をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ設置・運用要領」を作成しましょう。

設置・運用要領の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させ、適切な運用に努めてください。

※ 防犯カメラの設置・運用要領（参考例）

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、_____が_____施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、_____施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため
管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、_____とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
※ 管理責任者自らが防犯カメラの取り扱い
ができない場合
- (4) 操作取扱者は、_____とする。
※ 又は「管理責任者が指定した者とする」

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、_____施設に_____台の防犯カメラを設置する。
※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。
※ 別紙表示例参照
※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者の名称を表示しないことができる。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、_____室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。
- (2) 立ち入り制限
保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、_週間または_ヶ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

(4) 画像の不必要的複製等の禁止

記録された画像の不必要的複製や加工を行わないものとする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄し、廃棄した日時、方法等を記録するものとする。

6 画像の利用及び提供の制限

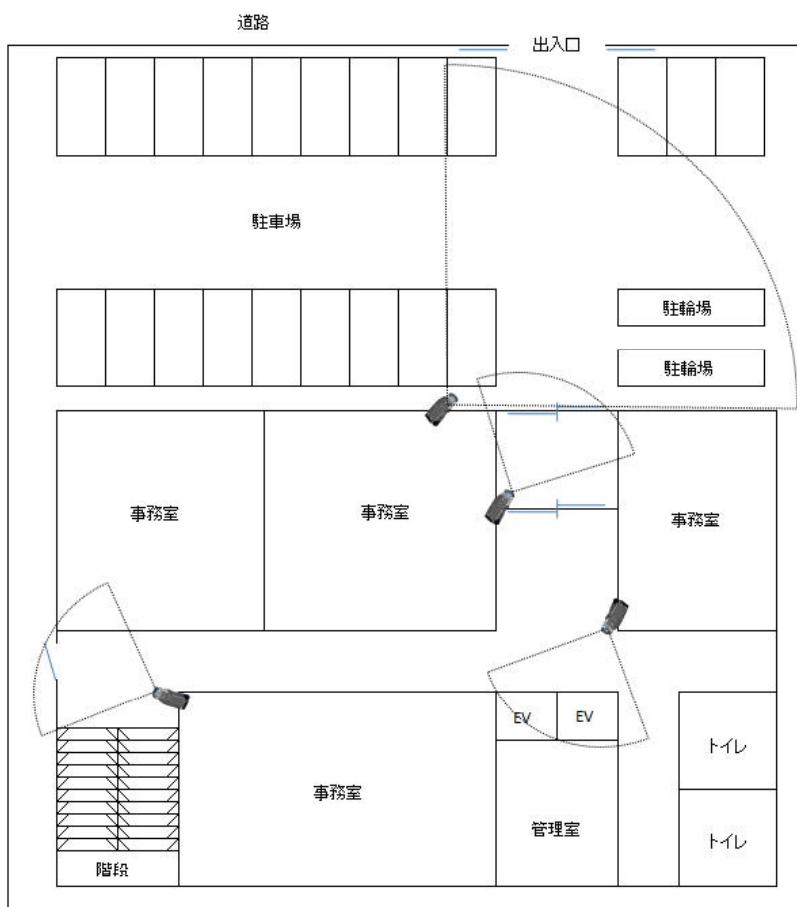
記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
画像の提供を行うときは、要請者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。
- 画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7 苦情の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

※ 配置図例



※ 表示例

